

6.子ども向けの制度を知りたい

(1)小児慢性特定疾患医療費助成制度

がんを含む小児慢性特定疾患の治療にかかった費用のうち、世帯の所得税額に応じて支払う自己負担金額を超えた部分を助成する制度です。対象となるかどうか、かかりつけの医師に相談しましょう。

📞 問合せ先 県内の各福祉保健所 ➡ P85

👤 対象となる人

18歳未満の児童

(引き続き治療が必要であると認められる場合は20歳まで)

⚠️ 対象の条件

生計の中心者の所得に応じた月額負担があります。

(2)特別児童扶養手当

一定の障害の状態にある20歳未満の児童を養育する父または母、もしくは実際の養育者に対する手当です。所得制限があります。

📞 問合せ先 お住まいの市区町村の児童福祉関係窓口 ➡ P82

【支給額】 (2014年2月現在)

1級該当の障害児:月額50,050円 2級該当の障害児:月額33,330円



(3)障害児福祉手当

重度の障害をもつため、日常生活に常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に対する手当です。所得制限があります。入院中の受給(申請)可否は市町村によって異なります。

📞 問合せ先 お住まいの市区町村の障害福祉窓口 ➡ P82

【支給額】 (2014年2月現在) 月額14,180円

(4)その他の制度

疾病や治療によって、各団体の療養制度を利用できる場合があります。相談支援センターまたは、各団体へお問合せください。

■ (財)がんの子供を守る会療養援助制度

治療期間が長期にわたることや、保護者の付添いによる二重生活やきょうだい児の保育などによって生じる経済的負担に対し、療養費の援助をしています。

- ・一般療養費援助:一律3万円(所得制限あり)
- ・特別療養費援助:療養援助委員会の審査会で助成内容・金額を決定します。

がんの子供を守る会 📞 03-5825-6312 相談専用電話:平日10時~16時

■公益財団法人HLA 研究所 「淳彦基金」

造血幹細胞移植が必要な患者さんで経済的事情のある方へ、HLA検査費用を援助しています。ただし「HLA研究所」での検査費用に限ります。申込は主治医から行う必要があります。

「淳彦基金を育てる会」事務局 📞 042-523-0571

FAX:042-524-3311

E-mail:pochit@mub.biglobe.ne.jp

HP:http://www.hla.or.jp/atsuhiko